

佐那河内村高等学校等通学費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐那河内村に住所を有する者で、高等学校等（高等学校、高等専門学校、支援学校高等部又は専修学校高等部をいう。以下同じ。）に通学する生徒に対して利用する公共交通機関の通学費の一部を補助することにより、佐那河内村の過疎及び定住の対策並びに保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の補助を受けることができる者は、佐那河内村内に住所を有する生徒の保護者で、当該生徒を村内から高等学校等に通学させるものとする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、佐那河内村内に住所を有し、村内から高等学校等に路線バス及びJRの公共交通機関における利用区間の定期券購入費用の一部を補助するものとする。

2 購入する定期券の期間については、原則2箇月、3箇月、6箇月とする。ただし、特別な理由があり、村長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条第1項の定期券購入費用の35パーセントの額とし、100円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金の支給期間は、生徒が高等学校等に在学する3年間とする。

3 定期券の紛失等による再補助は、認めない。

(補助の申請手続)

第5条 この事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐那河内村高等学校等通学費補助申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて速やかに村長に申請しなければならない。

(1) 生徒が高等学校等に在学していることを証明する書類

(2) 定期券の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査の上、補助金の交付を決定し、決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支給方法)

第6条 申請者は、補助金の支給を請求するときは、前条第2項に規定する決定通知書に基づき、請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求に基づき、補助金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、偽りその他の不正な手段により補助を受けた者がいるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する